

掛川市規則第13号

掛川市立総合病院規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市立総合病院規則の一部を改正する規則

掛川市立総合病院規則（平成17年掛川市規則第124号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び健康安心サロン室」を「、健康安心サロン室及び認知症疾患医療センター」に改める。

第10条の2の次に次の1条を加える。

（認知症疾患医療センターの分掌事務）

第10条の3 認知症疾患医療センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 認知症疾患医療の推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。